

厚生常任委員会
(当初)
資料

福祉保健部

目 次

【 予算議案 】

- I 議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計予算
- II 議案第4号 令和2年度宮崎県国民健康保険特別会計予算
- III 議案第5号 令和2年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
 - 令和2年度福祉保健部当初予算案の概要 …… 1
 - 新規・改善事業 …… 2

【 特別議案 】

- 議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 …… 20
- 議案第26号 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の最低責任限度額を定める条例 …… 21
- 議案第30号 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 …… 22
- 議案第33号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 …… 23
- 議案第34号 無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例 …… 24
- 議案第35号 宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 …… 26
- 議案第36号 宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例 …… 27
- 議案第37号 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 …… 別冊
- 議案第38号 宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 …… 28
- 議案第39号 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例 …… 29
- 議案第47号 宮崎県子どもの貧困対策推進計画の変更について …… 32
- 議案第48号 みやざき子ども・子育て応援プランの変更について …… 34

【 その他報告 】

今年度策定を予定している計画について

○ 宮崎県再犯防止推進計画		38
○ 医師確保計画・外来医療計画		39
○ 宮崎県水道ビジョン		41
○ 宮崎県社会的養育推進計画		43

【資料】

- 資料1 宮崎県再犯防止推進計画（案）
- 資料2 宮崎県医師確保計画 概要版
- 資料3 宮崎県外来医療計画 概要版
- 資料4 宮崎県医師確保計画・宮崎県外来医療計画（案）
- 資料5 宮崎県水道ビジョン（案）
- 資料6 宮崎県社会的養育推進計画（案）の概要
- 資料7 宮崎県社会的養育推進計画（案）

【予算議案】

(議案第1号、第4号、第5号関係)

- Ⅰ 議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計予算
- Ⅱ 議案第4号 令和2年度宮崎県国民健康保険特別会計
予算
- Ⅲ 議案第5号 令和2年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金
特別会計予算

○ 令和2年度福祉保健部当初予算案の概要

1 県及び福祉保健部の予算(一般会計)

(単位:千円)

区 分	令和2年度	平成31年度	伸 率
県 の 予 算	612,788,000	595,520,000	2.9 %
福祉保健部予算	112,647,517	109,127,182	3.2 %

2 福祉保健部・課別予算額

(単位:千円)

会計名	課 名	令和2年度 議案第1号 議案第4号 議案第5号	平成31年度	伸 率
一般会計	福 祉 保 健 課	11,795,219	11,247,797	4.9 %
	指導監査・援護課	175,607	197,133	△ 10.9 %
	医 療 薬 務 課	5,163,369	4,155,943	24.2 %
	国民健康保険課	29,543,168	29,574,545	△ 0.1 %
	長 寿 介 護 課	20,251,133	20,487,536	△ 1.2 %
	障 が い 福 祉 課	16,759,144	16,001,874	4.7 %
	衛 生 管 理 課	1,641,547	1,550,063	5.9 %
	健 康 増 進 課	3,400,519	3,312,157	2.7 %
	こども政策課	18,265,139	16,776,504	8.9 %
	こども家庭課	5,652,672	5,823,630	△ 2.9 %
	計	112,647,517	109,127,182	3.2 %
特別会計	国民健康保険課 (国民健康保険特別会計)	117,625,117	117,814,752	△ 0.2 %
	こども家庭課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)	315,647	391,515	△ 19.4 %
福 祉 保 健 部 合 計		230,588,281	227,333,449	1.4 %

○ 新規・改善事業

⑨ 自殺予防深夜電話運営支援事業

福祉保健課

1 目的・背景

自殺願望のある者（以下、「自殺念慮者」と言う。）の深夜帯（午後11時から翌朝まで）での電話相談に対応する団体へ支援を行うことにより、同団体の運営及び体制の安定化を図るとともに、本県の夜間電話相談の充実化を図ることを目的とする。

2 事業概要

深夜帯に自殺予防の夜間電話相談を運営する団体に対して、相談員の旅費、家賃、電話料金など、その運営に要する経費の一部を支援する。

3 事業費

2,020千円（補助金）

（財源内訳）

（千円）

国庫支出金	そ の 他	一 般 財 源
1,346	0	674

4 事業効果

自殺はあらゆる時間帯において発生しているため、これまで県が相談を受けることができなかった深夜帯の時間において、自殺念慮者の相談に対応してもらうことにより、自殺者の減少が期待できる。

（参考1）本県の平成30年の時間帯別自殺者数（警察庁「自殺統計（発見日・発見地）」）

時間帯	0-2時	2-4時	4-6時	6-8時	8-10時	10-12時	12-14時	14-16時	16-18時	18-20時	20-22時	22-24時	不詳
自殺者	10人	10人	13人	26人	19人	13人	22人	13人	10人	12人	11人	4人	39人

計：202名

（参考2）電話相談（いのちの電話）の全国の運営状況（令和元年7月、山梨県調べ）

（1）24時間365日で運営している

21都道府県

（2）深夜帯を運営している

13県（本県含む）

（3）深夜帯を運営していない

13県

⑧被保護者健康管理支援事業

福祉保健課

1 目的・背景

生活保護法の改正により、健康上の課題を抱える生活保護受給者の支援を行う「被保護者健康管理支援事業」が令和3年1月から必須化されることから、郡部福祉事務所の生活保護受給者に対する健康診断の受診勧奨や、生活習慣病の発症・重症化の予防、頻回受診の是正等、医療の適正化を推進する。

2 事業概要

福祉事務所ごとにレセプトデータ等の分析結果を踏まえて、以下の事項等について事業方針を策定し、対象者への保健指導等により健康管理を支援する。

- (1) 頻回受診の是正指導
- (2) 検診受診の指導
- (3) 医療機関の受診勧奨
- (4) 保健指導・生活支援
- (5) 主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）

3 事業費

5,054千円

(財源内訳)		(千円)
国庫支出金	その他	一般財源
4,632	0	422

4 事業効果

健康診断の受診勧奨や生活習慣病の発症予防、重症化予防を支援することにより、生活保護受給者の健康保持・増進による自立の助長を図ることができる。

⑨中山間地域の持続可能な医療体制構築推進事業

医療業務課

1 目的・背景

人口減少社会の中で中山間地域における持続可能な医療体制を構築するため、安定的な医師確保に必要な勤務環境等の整備や救急医療の充実を推進する。

2 事業概要

(1) 医師の養成・確保

宮崎大学が行う大学と地域枠等医師の派遣医療機関を結ぶテレビ会議システムの設置等により地域に派遣する医師のキャリア形成支援体制の確立を支援

(2) 効率的で持続可能な医療体制整備

①市町村や公立病院等が行うICTの活用、女性医療従事者に配慮した勤務環境に係る整備及び効率的な公立病院等の体制や医療提供方法の調査・研究を支援

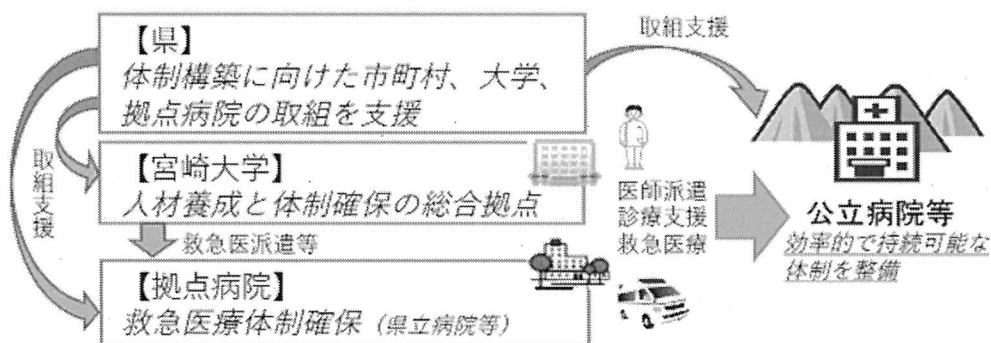
②市町村や公立病院等が行う巡回診療等の支援等※既存事業を統合

③宮崎大学が行う遠隔診療支援体制の構築を支援

(3) 救急医療の充実

①県立延岡病院の延岡西臼杵・日向入郷医療圏を運行範囲とするドクターカー導入を支援

②宮崎大学が行う救急医の養成や拠点病院への派遣促進の取組を支援



3 事業費

154,697千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
8,011	141,160	5,526

※その他：地域医療介護総合確保基金、人口減少対策基金等

4 事業効果

中山間地域における医療提供体制の充実を通して、中山間地域で生活する県民の安心・安全の確保や定住の促進に寄与する。

②地域包括ケアシステム体制強化支援事業

長寿介護課 医療・介護連携推進室

1 目的・背景

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるために、地域の自主性や主体性を軸とした「自助・互助」力の強化として、「介護予防・生活支援」の取組が重要である。

このため、県がリーダーシップを取って市町村支援を行うことにより、地域包括ケアシステム構築体制の強化を図る。

2 事業概要

(1) 地域包括ケアシステム業務支援員による市町村支援

地域包括ケアシステム業務支援員を配置し、市町村に対してケアマネジメント力向上支援、地域ケア会議への専門職派遣及び全体研修を実施する。

(2) リハビリテーション専門職の事業所等派遣支援

介護予防を行う事業所や住宅改修を行う個人宅等へのリハビリテーション専門職の派遣調整を行う。

(3) 地域包括支援センター機能強化支援

先進的な取組を行っている地域包括支援センターへ職員を派遣し、現地研修を実施する。

(4) 介護予防・生活支援の取組強化支援

介護予防・生活支援の取組を行う地域活動団体に対して、活動経費の補助を行う。

3 事業費

10,096千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	そ の 他	一 般 財 源
5,280	4,816	0

※ 地域医療介護総合確保基金

4 事業効果

介護予防に特化して取り組むことで、自立支援・重度化防止が図られ、要介護認定率の低下及び介護給付費の逡減が期待される。

⑧ 未来へはばたけ！福祉系高校生応援事業

長寿介護課

1 目的・背景

介護福祉士を養成する福祉系高校では、学費以外に介護の専門教育を学ぶための実習費、教材費、被服費等の負担が大きく、入学定員充足率が低い状況となっている。

本事業では、実習費等を助成することで経済的負担を軽減し、福祉系高校で学びやすい環境を整えることにより、未来を担う介護人材の育成・確保を図る。

2 事業概要

福祉系高校の生徒に対する実習費等の助成

(1) 対象校：県立福祉系高校4校（門川、小林秀峰、妻、日南振徳）

私立福祉系高校2校（日章学園、都城）

※福祉系高校とは…介護福祉士養成課程の基準を満たす高等学校等として、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校。課程を修了すると、介護福祉士国家試験の受験資格が得られる。

(2) 助成額：生徒一人当たり上限 年額3万円

(3) 対象経費：実習費、教材費、被服費（実習に係るもの）

3 事業費

14,820千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	14,820	0

※ 地域医療介護総合確保基金

4 事業効果

福祉系高校への入学の障壁となっている実習費等の経済的負担を軽減することで、入学定員充足率を上げることにより、本県における介護人材を確保することができる。

⑨労働環境改善に向けた介護ロボット導入支援事業

長寿介護課

1 目的・背景

介護人材不足が特に深刻な中山間地域をはじめとする介護サービス事業者に対し、介護職員の身体的負担の軽減や業務効率化に効果のある介護ロボットの導入等を支援する。

2 事業概要

(1) 介護ロボット導入等支援

県内の介護サービス事業者が行う介護ロボットの導入や通信環境整備を支援する。

①介護ロボット導入

ア 対象経費：介護ロボットの導入に要する経費

イ 補助率：対象経費の1/2以内（上限：1台あたり30万円）

ウ 補助台数：通常枠・・・定員の1/5まで、中山間地域枠・・・定員の1/2まで

※中山間地域において短期間で導入できるよう集中的に支援

②通信環境整備

ア 対象経費：見守り機器導入に伴うWi-Fi工事等の通信環境整備に係る経費

イ 補助率：対象経費の1/2以内（上限：1事業所あたり150万円）

(2) 介護ロボット導入セミナー・先進事例見学会の開催

介護ロボットの普及促進を図るため、介護ロボット導入の先進事例や導入効果を紹介するセミナー・先進事例見学会を開催する。

3 事業費

47,239千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	47,239	0

※ 人口減少対策基金 6,500千円

地域医療介護総合確保基金 40,739千円

4 事業効果

介護サービス事業所における業務効率化を図るとともに、体力に不安のある女性等にも継続して就労しやすい環境を整備することで、介護人材の確保につながる。

②介護ロボット体験・普及促進事業

長寿介護課

1 目的・背景

介護サービス事業者への介護ロボットの効果的な導入を支援するため、県福祉総合センターの福祉用具展示場に介護ロボットを実際に体験できるコーナーを設置するとともに、介護サービス事業者に対し、一定期間無償で貸出を行う。

2 事業概要

(1) 展示・貸出用の介護ロボットの整備

移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援で利用する介護ロボットを県が購入し、展示・貸出用として配置する。

(2) 展示場の運営

来場者に対し、介護ロボットの効果的な活用方法や導入事例、導入効果を紹介するとともに、介護サービス事業者に対し、一定期間無償で介護ロボットの貸出を行う。

3 事業費

7,419千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	7,419	0

※ 地域医療介護総合確保基金

4 事業効果

介護サービス事業所が介護ロボットを効果的に導入することができる。

【介護ロボットの例】



②全国障害者スポーツ大会開催準備事業

障がい福祉課

1 目的・背景

「第26回全国障害者スポーツ大会」の本県開催に向けた準備を着実にを行うとともに、準備体制の強化や選手、競技役員等の養成を図る。

2 事業概要

(1) 全国障害者スポーツ大会専門委員会の開催

会場地選定や競技運営に係る計画等を協議するため、県準備委員会全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催する。

(2) 視察員の派遣による競技役員等の養成等

具体的な大会運営の手法を習得するため、先催大会へ競技役員を派遣する。

(3) チームづくりや競技環境の整備

ソフトボールなどチームが編成できない団体競技を中心に、選手の確保や練習機会の創設、競技用具の整備等を行う。

(4) 推進体制の強化

大会開催に向けた諸準備を計画的に進めるため、県障がい者スポーツ協会に専任の職員を配置する。

3 事業費

5,023千円

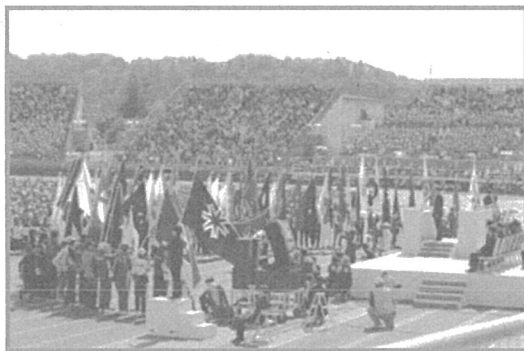
(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
904	0	4,119

4 事業効果

令和8年度の「第26回全国障害者スポーツ大会」に向け、準備体制や競技環境の整備を推進することにより、障がい者スポーツの振興と普及が図られる。



【第18回福井大会開会式】



【第18回福井大会陸上競技】

② ひきこもり対策推進事業

障がい福祉課

1 目的・背景

ひきこもりは、本人だけでなく学校や職場、家族など様々な要因が絡み合っていることから、関係機関と連携しながら支援を行うとともに、ひきこもりへの理解促進を図る。

2 事業概要

(1) 「ひきこもり地域支援センター」の運営

精神保健福祉センターに「ひきこもり地域支援センター」を設置し、コーディネーターが本人や家族への支援を行う。

※コーディネーターへのアドバイスを行う多職種専門チームを新設

(2) 連絡協議会の運営

保健・福祉・教育・雇用等の関係機関により構成される連絡協議会を運営し、それぞれの機関と連携を図りながらひきこもり支援に取り組む。

(3) 研修の実施

家族や支援者を対象として、ひきこもり支援に必要な知識や技術等を学んでいただく研修を実施する。

※地域での見守り活動に関心のある方々への研修も新たに実施

(4) 理解促進等の実施

ひきこもりに対する理解促進や相談支援窓口の周知等を目的としたパンフレットを作成・配布するなど、県民への広報に取り組む。

3 事業費

14,812千円

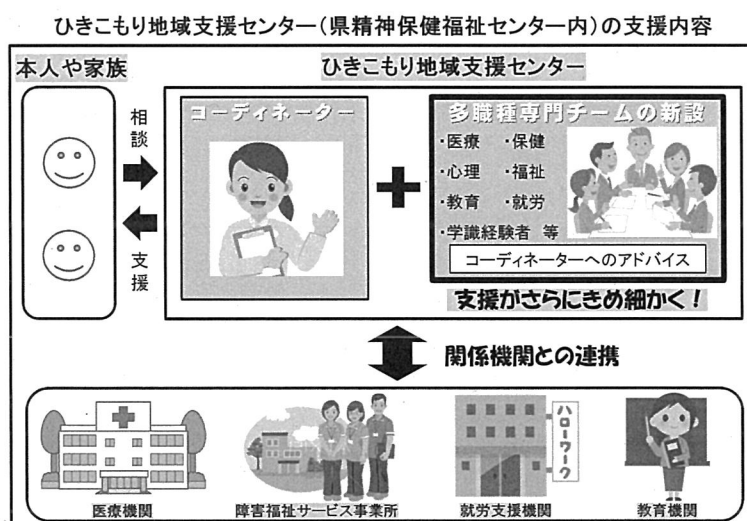
(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
7,406		7,406

4 事業効果

相談窓口での早期に適切な支援やひきこもりに対する理解促進等に取り組むことにより、本人の自立促進や家族の不安解消を図ることができる。



②医療的ケア児等在宅支援体制構築事業

障がい福祉課

1 目的・背景

医療技術の進歩により増加傾向にある人工呼吸器等を装着している医療的ケア児や重症心身障がい児（以下「医療的ケア児等」という。）が、地域で安心して暮らしていけるよう支援体制の構築を図る。

2 事業概要

医療的ケア児等の支援には、関係機関とのネットワークづくりや医療的ケア児等を受け入れる事業所の環境整備等が重要であるため、関係機関の連携強化や環境整備、人材の養成を一体的に行う。

(1) 関係機関の連携強化

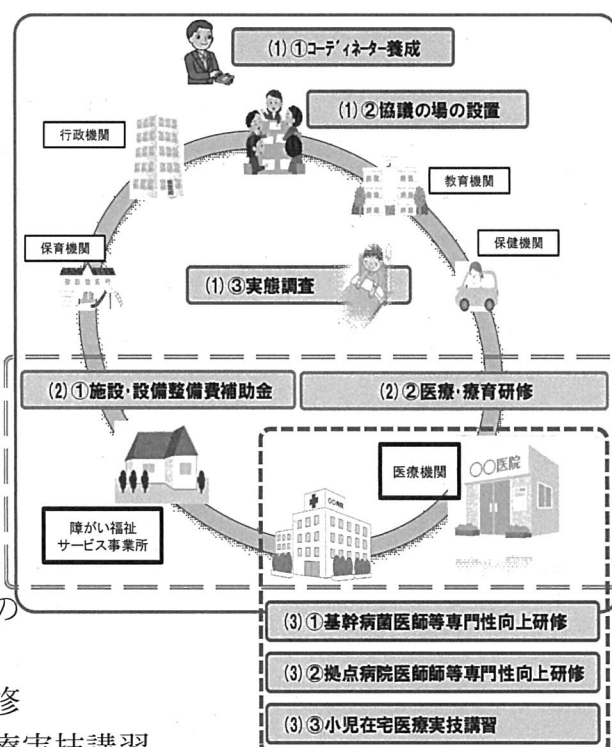
- ①医療的ケア児等コーディネーター養成研修
- ②医療・福祉・教育等の連携強化に向けた協議の場の設置
- ③支援ニーズ等の把握に向けた実態調査

(2) 医療・療育拠点の環境整備

- ①施設・設備整備費補助金
- ②国立病院機構宮崎病院など拠点病院による福祉サービス事業所等への研修

(3) 小児医療人材の養成確保

- ①宮大医学部等の基幹病院医師・看護師等の専門性向上研修
- ②拠点病院医師・看護師等の専門性向上研修
- ③地域の小児科医や内科医等の小児在宅医療実技講習



3 事業費

30,840千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
2,700	27,440	700

※ 地域医療介護総合確保基金を活用

4 事業効果

医療的ケア児等の受け入れや医療の提供に取り組む医療機関等を支援することにより、在宅で生活する医療的ケア児等やその家族のセーフティネットの確保が図られる。

② 重度障がい者（児）医療費公費負担事業

障がい福祉課

1 目的・背景

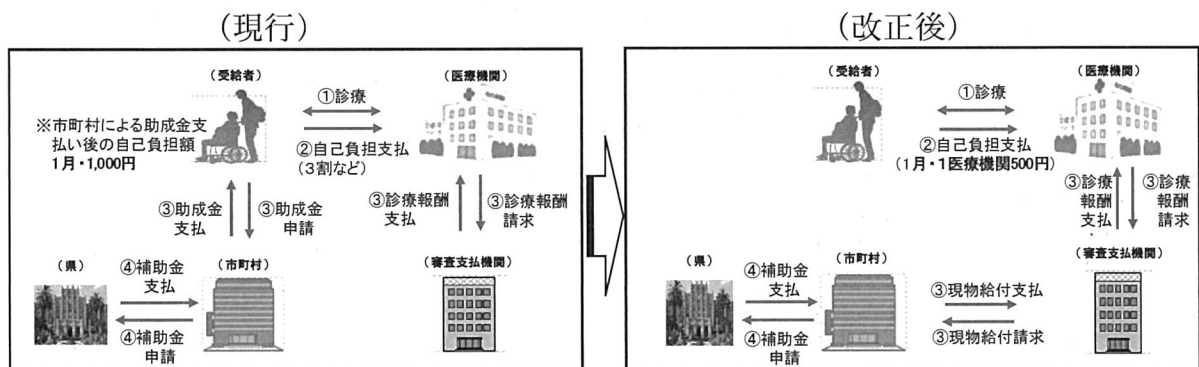
重度障がい者（児）に対して医療費の一部を助成することにより、経済的負担等の軽減を図る。

2 事業概要

市町村が行う重度障がい者（児）医療費助成事業のうち基準額の2分の1を補助する当事業について、市町村からの要望や県議会の請願採択等を踏まえ、外来の給付方式を現物給付に改正する。

<改正のポイント>

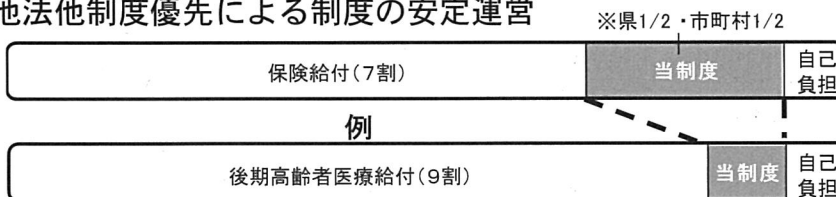
(1) 利用者の受給手続や経済的負担を軽減



(2) 実施時期＝令和2年8月予定

早期実現を望む障がい者の声に応えられるよう、市町村等と連携し対応

(3) 他法他制度優先による制度の安定運営



3 事業費

1,150,000千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	0	1,150,000

4 事業効果

重度障がい者や保護者の経済的負担等の軽減により生活の安定と福祉の向上が期待される。

②在宅歯科医療推進事業

健康増進課

1 目的・背景

要介護者が年々増加する中、口腔ケアの実施により誤嚥性肺炎の発症率が低下する等疾病予防に効果があることから、口腔ケアの重要性が高まっている。

また、口腔と全身の健康には密接な関係があることも指摘されており、高齢化の進展を踏まえた在宅歯科医療の更なる推進が求められている。

2 事業概要

(1) 在宅歯科医療推進設備整備事業

在宅歯科医療を行う歯科医療機関に対し、必要な医療機器整備への助成を行う。

(2) 在宅歯科ネットワークの構築

医療と介護における連携体制を強化するため、連絡調整会議を開催するとともに、歯科専門職の地域ケア会議への参画や、在宅療養者のアセスメントを実施する体制づくりを行う。

(3) 在宅支援における歯科衛生士の復職支援事業

在宅歯科医療の充実を図るには歯科衛生士の確保が必要不可欠であるため、復職を希望する歯科衛生士を対象としたスキルアップ研修会等を実施する。

(4) 在宅歯科医療人材育成等事業

人材育成及び多職種連携を強化するため、歯科専門職及び介護・医療者向け研修会を実施するとともに、県民への周知啓発を行う。

3 事業費

17,000千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	そ の 他	一 般 財 源
0	17,000	0

※地域医療介護総合確保基金を活用

4 事業効果

要介護者の口腔機能の維持・向上や誤嚥性肺炎の予防等を推進することで、県民の健康な生活を確保することができる。

③働きやすい保育所等づくり緊急応援事業

こども政策課

1 目的・背景

保育士の業務負担を軽減し雇用環境を改善するため、保育士の業務をサポートする「保育補助者」や「保育支援者」の雇用を支援するとともに、施設長等を対象に「雇用管理改善のための研修」を実施し、働きやすい保育所等づくりの取組を支援する。

2 事業概要

(1) 保育補助者の雇上強化（補助率 7 / 8 以内）

新たに保育補助者を雇用する保育所等に助成する市町村（中核市を除く。）への補助

(2) 保育体制の強化支援（補助率 3 / 4 以内）

保育の周辺業務に従事する保育支援者を雇用する保育所等に助成する市町村への補助

(3) 雇用管理改善のための研修

施設長等を対象とした保育所等の経営や労務管理に関する講義や事例紹介等の実施

3 事業費

53,440 千円

（財源内訳）

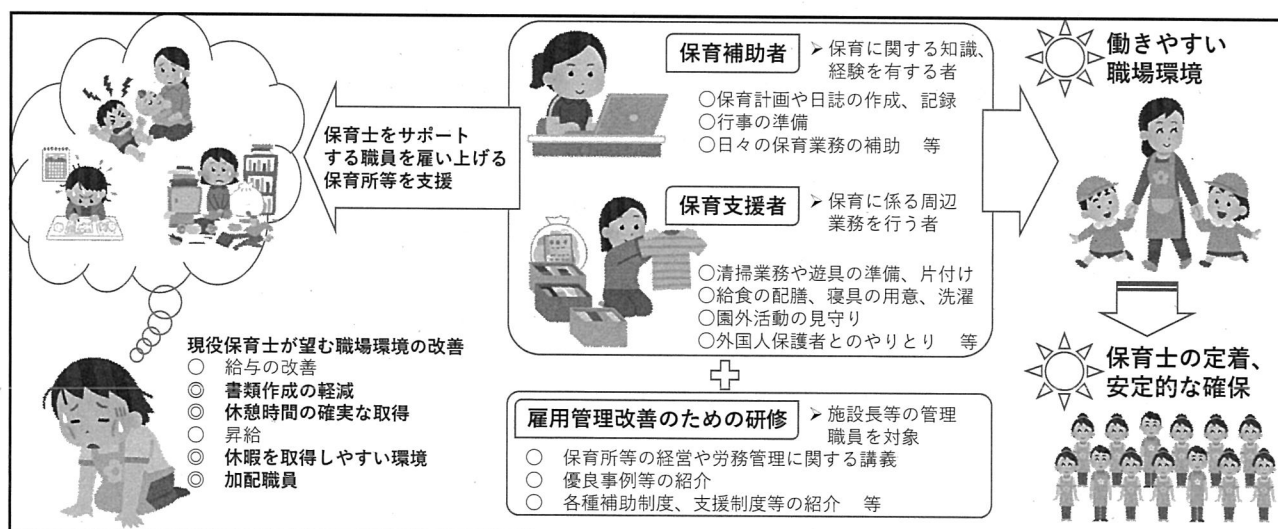
（千円）

国庫支出金	そ の 他	一 般 財 源
43,120	10,320	0

※ 人口減少対策基金

4 事業効果

保育士にとって働きやすい職場環境が整備されることにより、保育士の安定的確保や離職防止が図られる。



⑧子育て相談窓口ステップアップ事業 ～目指せ！みやざき版ネウボラ～

こども政策課

1 目的・背景

希望する誰もが安心して妊娠、出産、子育てできる「子育てに優しいみやざき」を実現するため、「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」（以下「センター等」という。）の全市町村への設置促進、並びに機能強化を図る。

2 事業概要

(1) 市町村の経費（国庫補助対象とならないもの）への補助

①補助率：2／3以内

②経費例

- ・市町村職員が資質向上等を図るための研修参加
- ・親育て講座開設時の託児所開設
- ・子育て世帯等を直接訪問する際に必要なタブレット等の購入

(2) センター等の機能強化のための研修や市町村間の情報共有等の実施

(3) 市町村へのアドバイザー派遣

市町村の実情に応じた関係機関との連携や運営方法、取組内容などを個別・具体的に支援

3 事業費

9,372千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	そ の 他	一 般 財 源
0	9,372	0

※ 人口減少対策基金

4 事業効果

妊娠期の心身の変化への対処法や出産の準備、育児方法など当事者の不安や悩みなどに細やかに対応できる体制を整備することで、子育て世帯の不安感や負担感が軽減され、産後うつや児童虐待の早期防止等にもつながり、出生率の向上にもつながる。

5 事業イメージ

みやざき版ネウボラ

妊娠期
～就学前

子育て世代包括支援センター（母子保健等）

～国は日本版ネウボラとして、各市町村への設置を推進～

- 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- 妊娠・出産・育児の相談に応じ、必要な情報提供・保健指導
- 支援プランの作成

期待される効果

- ・利用者の育児等の不安軽減
- ・産後うつ予防

市町村子育て相談窓口

連携した設置・運営

切れ目
ない
支援

本県の子育て世帯状況

- ・県民の6割超が子育てに関して不安感や負担感を感じている
- ・子育ての相談相手たる親が身近にいない世帯が比較的多い
(核家族世帯割合 [全国4位])



就学後

子ども家庭総合支援拠点（児童虐待の防止等）

～国は各市町村への設置を推進～

- 子育て世帯の実情把握、情報提供、相談等への対応
- 要支援児童等の危機判断と対応、調査、支援計画の作成
- 児童相談所等との連絡調整

期待される効果

- ・児童虐待の発件数の減少

「みやざき版ネウボラ」とは？

- 「ネウボラ」とは、妊娠期から就学前にかけて切れ目なく手厚くサポートする仕組みで、フィンランドでは高い出生率につながった実績がある。フィンランド語で「アドバイスの場所」を意味する。
- 「日本版ネウボラ」とは、国が市町村への設置を目指している「子育て世代包括支援センター」のことで、妊娠・出産期から就学前まで、母子保健と子育て支援をあわせて切れ目なく支援する機能を担う。
- 「みやざき版ネウボラ」とは、妊娠・出産期から就学以降も、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の連携した設置・運営を促進することで、専門性を有する保健師等が個別かつ総合的なアドバイス（例 産後うつの防止）等を継続的に実施するもの。

⑨人と地域にめぐり逢う「ひなたの良縁」促進事業

こども政策課

1 目的・背景

少子化及び人口減少対策としての結婚支援は喫緊の課題であるが、特に中山間地域では身近な出会いだけでは結婚相手が見つけづらい状況にある。また、出会い・結婚を希望する方の中には、「1対1」での出会いに対してハードルの高さを感じる方もいる現状がある。そこで、市町村や企業等と連携してグループ単位での出会いの場を提供するとともに、中山間地域と都市部など広域的な交流の機会を創出する。

2 事業概要

(1) 結婚希望者の登録

企業・団体や市町村の協力を得て、社員や青年団・消防団等のグループ単位で結婚を希望する人を登録。

(2) グループ間交流会の開催

グループ同士での交流会の開催を通じて小規模で真剣な出会いの場を提供するとともに、グループが一堂に会する全体交流会を開催し、出会いの幅を広げる機会を提供。

(3) 中山間地域の結婚支援強化

グループの組織化やアピール方法の支援をするほか、中山間地域での交流会では地域の名所訪問を組み込む等により中山間地域の結婚支援を強化。

3 事業費

4, 160千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	そ の 他	一 般 財 源
2,080	2,080	0

※ 人口減少対策基金

4 事業効果

1対1の出会いの場を提供するみやざき結婚サポート事業に加え、市町村や企業等の協力を得て新たにグループ単位での多様な出会いの場を提供することにより、県全体で結婚を応援する気運が高まるとともに、成婚数の増加が期待できる。

⑨ 体罰は絶対に許さない社会づくり事業

こども家庭課

1 目的・背景

児童虐待防止法等の改正により親権者等による体罰禁止が法定化されたことを踏まえ、体罰によらない子育てを推進する人材の育成に取り組むことにより、「体罰は絶対に許されない」という意識を県民に浸透させ、体罰によらない子育ての推進に向けた気運の醸成を図る。

2 事業概要

(1) 地域に根付いた人材への研修

地域において住民の相談に応じ必要な援助を行う民生・児童委員等を対象として、体罰の禁止を含めた児童虐待防止に関する研修を実施する。

(2) 若い世代への研修

体罰の早期発見と将来の児童虐待防止につなげるため、中高生等を対象として、体罰は絶対に許されないことを周知する研修を実施する。

(3) 啓発資料作成・配布

啓発パンフレットを作成し、小中学校、幼稚園等に配布する。

3 事業費

1, 077千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	そ の 他	一 般 財 源
538	0	539

4 事業効果

民生・児童委員や若い世代の理解を深め、地域における啓発の取組を促進することにより、体罰によらない子育てを県民に浸透させ、虐待のない社会づくりにつなげることができる。

⑨ 児童相談所法的対応体制強化事業

こども家庭課

1 目的・背景

児童虐待相談対応件数が増加し、相談内容が複雑化・多様化する中であって、児童相談所が子どもの安全を守るため法律に基づき適切に業務を遂行していくためには、法的対応における体制の強化が不可欠な状況となっていることから、児童相談所に弁護士を配置し、法律に関する専門的な助言・指導の下、適切かつ円滑に必要な対応を行うことができる体制を整備することにより、児童相談所の機能の一層の強化を図る。

2 事業概要

中央児童相談所に弁護士を配置（他の2つの児童相談所には出張により派遣）

(1) 弁護士の業務

- ・ 保護者等に対する法的な説明に関すること（面接、訪問）
- ・ 家庭裁判所等へ提出する書類作成等に関すること
- ・ 家庭裁判所等との調整に関すること 等

(2) 勤務体制

任用形態：会計年度任用職員

勤務日数・時間：週4日・6時間/日勤務 ※ただし、2人の弁護士を交代で配置

3 事業費

7,603千円

（財源内訳）

（千円）

国庫支出金	そ の 他	一 般 財 源
3,801	0	3,802

4 事業効果

弁護士による法律的問題に関する的確な支援を得られることで、法的根拠に基づく的確な判断を速やかに行うことができるなど、児童相談所における法的対応機能が強化され、業務の適切かつ円滑な遂行が図られる。

【特別議案】

議案第22号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

衛生管理課

1 改正の理由

動物の愛護及び管理に関する法律の改正等に伴い、引取申請時の確認項目が煩雑化し、業務処理時間が増加することとなったため、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 改正内容

- ① 犬引取りにおける生後91日未満の犬の引取り単位を、「1頭につき」から「10頭までごとにつき」に改正する。
- ② 猫引取りにおける日齢を、生後91日以上と生後91日未満に区分する。
- ③ 猫引取りにおける生後91日未満の猫の引取り単位を、「1腹につき」から「10匹までごとにつき」に改正する。

(2) 犬引取手数料

		改 正 前	改 正 後
犬	※生後91日以上	1頭につき 2,000円	1頭につき 2,000円 (変更なし)
	※生後91日未満	1頭につき 740円	10頭までごとにつき 2,000円
猫	※生後91日以上	1匹につき 740円	1匹につき 2,000円
	※生後91日未満	子猫にあっては、1腹につき 740円	10匹までごとにつき 2,000円

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第26号

地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の最低責任 限度額を定める条例

医療薬務課

1 制定の理由

地方独立行政法人法に基づき、県が単独で設立する地方独立行政法人の役員等の当該法人に対する損害賠償責任の最低責任限度額に関して必要な事項を定めるもの。

2 条例の概要

最低責任限度額について、役員等の基準報酬年額に、その区分に応じ、次の数を乗じて得た額とする。

理事長又は副理事長 6

理事 4

監事又は会計監査人 2

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第30号

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を 改正する条例

国民健康保険課

1 改正の理由

令和2年度及び令和3年度の財政安定化基金拠出率について、国の定める標準拠出率が療養給付費等見込額の「10万分の38」と定められたことに伴い、関係規定の改正を行うもの。

2 改正の概要

県の定める拠出率について、標準拠出率を標準として「10万分の40」から「10万分の38」に改正する。

3 施行期日

令和2年4月1日

＜財政安定化基金の概要＞

1 設置目的

本県の後期高齢者医療を運営する宮崎県後期高齢者医療広域連合において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、療養給付費等が見込み以上に増大したことによる財源不足について、基金から資金の貸付、又は交付を行う。

2 設置日

平成20年3月

3 拠出額

2年間を1特定期間として算定した療養給付費等に条例で定める拠出率を乗じた額を国、県、広域連合がそれぞれ負担。

4 基金残高（令和元年度末）

1,982,570千円

5 令和2年度積立額（当初予算案）

181,953千円

議案第33号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部 を改正する条例

衛生管理課

1 改正の理由

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する市に権限を移譲するなど所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

動物の愛護及び管理に関する法律改正に伴い、次の事務を宮崎市に権限移譲する。

- (1) 動物取扱責任者研修の実施の委託（第2条別表17の2 15号）。
- (2) 第一種動物取扱業者であった者に対する勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査等（第2条別表17の2 22～24号）。
- (3) 不適正飼養者等への指導又は助言、報告の徴収及び立入検査等（第2条別表17の2 28号、32号）。

3 施行期日

令和2年6月1日

議案第34号

無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

福祉保健課

1 制定の理由

平成30年6月に社会福祉法が改正され、いわゆる「貧困ビジネス」への規制の強化を図るとともに、単独での居住が困難な生活保護受給者への日常生活上の支援を行うため、全ての都道府県、政令指定都市及び中核市において、全国統一の基準により、当該施設の最低基準に関して必要な事項を定めるもの。

2 条例の概要

別紙のとおり。

3 施行期日

令和2年4月1日（サテライト型住居の設置については、令和4年4月1日）

「無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」の概要

1 条例制定の背景

平成30年6月に社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）が改正され、「貧困ビジネス」への規制の強化を図るとともに、法第68条の5第1項において、「都道府県は、社会福祉居住施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉居住施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。」と規定されたことから、条例を制定する。

2 目的

生活困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定める。

3 基本理念

無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に居住を求めている生活困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効率的に行うものでなければならない。

4 無料低額宿泊所の範囲

無料低額宿泊所は、以下に掲げる事項を満たすものとする。

(1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

- ・入居の対象者を生計困難者に限定していること。
- ・入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。
- ・入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料を受領してサービスを提供していること。

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働省大臣の定める基準に基づく額以下であること。

5 設備

- 入居者の保健衛生・防災について考慮し、専ら当該無料低額宿泊所の用に供する。
- 建物は、建築基準法、消防法の規定を遵守する。
- 無料低額宿泊所は、居室、炊事設備、洗面所、便所、浴室、洗濯室を設置する。

6 規模及びサテライト型住居の設置

- 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有する。
- 本体となる施設と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則1年以下のもの（「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

7 入退居及び利用料の受領

- 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活状況等の把握に努め、状態に適合するサービスに関する情報提供を行い、適切なサービスを受けることができるよう必要な援助を行う。
- 入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所をはじめとする県又は市町村など関係機関等と密接な連携に努める。
- 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、食事の提供に要する費用、居室使用料、共益費、光熱水費、日用品費、基本サービス費等を受領することができる。

8 食事及び入浴、状況把握

- 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する。
- 無料低額宿泊所は、入所者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供する。
- 原則として、1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行う。

議案第35号

宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

医療薬務課

1 改正の理由

貸与者のキャリア形成を支援するため、条例に定める指定医療機関で勤務すべき期間から、「キャリア形成のための研修等期間」を除外する等の、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

貸与期間の1. 5倍に相当する期間から、5年を上限に「キャリア形成のための研修等期間」を除外する（第9条及び第10条関係）。

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第36号

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正 する条例

医療薬務課

1 改正の理由

貸与者のキャリア形成を支援するため、条例に定める指定医療機関で勤務すべき期間から、「キャリア形成のための研修等期間」を除外する等の、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

貸与期間に相当する期間から、5年を上限に「キャリア形成のための研修等期間」を除外する（第9条関係）。

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第38号

宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を 改正する条例

衛生管理課

1 改正の理由

動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、動物愛護管理担当職員の定義が変更されたことから、関係規定の改正を行うもの。

2 改正の概要

これまで動物の愛護及び管理に関する法律第34条に規定されていた「動物愛護担当職員」及び他条文に定めていたその権限が、第37条の3に規定されたことに伴い、条例第16条の規定を改めるもの。

3 施行期日

令和2年6月1日

議案第39号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を 改正する条例

こども家庭課

1 改正の理由

自画撮り被害から青少年を守るため、青少年が自ら撮影した児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止するとともに、不当な手段により当該児童ポルノ等の提供を求める行為に対する罰則規定を設けるなど、関係規定の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止

青少年に対し、児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。）の提供を求める行為を禁止する。

(2) 罰則

脅したり、騙したりするなど、不当な手段により青少年に対して児童ポルノ等の提供を求める行為に対して、30万円以下の罰金を科す。

(3) その他

第19条の2（入れ墨を施す行為等の禁止）を第19条の3に改める。

3 パブリックコメント等の実施結果

別紙のとおり。

4 施行期日

令和2年7月1日

パブリックコメント等の実施結果について

(1) パブリックコメント

- ① 募集期間 令和元年10月15日～11月15日
 ② 意見件数 5件(2名)
 ③ 意見の要旨と県の考え方

No	項目	意見の要旨	県の考え方
1	趣旨	・立法事実について 県の現状は条例改正が必要な状況にあるかどうか、議論は十分にされたのか。今までに自画撮り画像を要求されたという相談が県内で何件あったのか。他県で条例改正がされているからといって、議論もなく右にならえて条例を改正すればよいというものではない。	平成30年に「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」に遭った児童数は、全国で541人に上り、平成25年の270人から倍増するなど、憂慮すべき状況にある。 県内では、平成26年から平成30年までの5年間で6人が自画撮り被害に遭っているが、実際の被害者数は、もっと多いと思われる。 また、平成31年4月に開催した宮崎県青少年健全育成審議会において、自画撮り被害を防止するためには、条例で規制し、県民に広く周知する必要があるとの御意見もいただいている。 こうした状況を踏まえ、今回、条例の改正を行うこととしたところである。
2	改正内容	・自画撮り画像 児童ポルノ等に変更希望。自画撮りに限定せず表現した方が良いと思う。例えば、青少年がグループでグループ内の青少年の画像を撮り提供する場合も考えられる。	御意見にあった、青少年に対し、本人だけでなく、他の青少年の裸体等の画像の提供を求める行為を禁止することについては、重要な御指摘であると考えます。 しかし、今回の条例改正は、近年増加する青少年の自画撮り被害の防止を目的に行うものであるが、被害実態等がまだ十分に解っていない他の青少年の画像を要求する行為にまで規制を広げることについては、慎重に検討する必要がある。 このため、御意見の内容については、児童ポルノ法の改正状況や、今回の改正条例の施行後の状況及び他県の状況、警察等の関係機関の御意見を踏まえながら、今後の課題として検討していきたいと考えます。
3	改正内容	・児童ポルノ等の定義 児童ポルノ「等」、「その他の記録」とは何が該当するのか不明であり、範囲が広すぎる。範囲を限定すべき。「等」「その他の記録」を削除すべき。	「児童ポルノ等」の「等」は、写真や電磁的記録に係る記録媒体のほか、メール等に添付する画像データを想定している。 また、「その他の記録」には、「電磁的記録」に類似はするものの、電子計算機による処理を経ない等の理由により「電磁的記録」には当たらないものを想定しており、具体的には、ファクシミリによる送信の際の記録を想定している。 なお、これらの考え方については、条例の解説に明記することにより、適切な運用が図られるよう努めていく。

※パブリックコメント続き

No	項目	意見の要旨	県の考え方
4	改正 内容	・脅したり、騙したりするなど 「又は、対償を供与、若しくは供与の約束をする方法など」を付け加えてはどうか？ 同意であってもダメであることを明記したい。	いただいた御意見も踏まえ、青少年に対して対償を供与したり、又はその供与を約束する方法により提供を求めた場合についても、罰則の対象とする方向で検討する。
5	改正 内容	・（罰則適用の）要件 「脅したり、騙したりするなど、不当な手段で」とあるが、要件を明確にするべき。 画像の提供を求める行為に罰則をつけるのだから、被害者が発生していない時点で罰則対象になるということである。取り締まりの対象を明確にし、運用可能な条文にしなければ意味がない。	御意見のとおり、どのような場合に罰則が適用されるかについては、条例の解説に明記することにより、適切な運用が図られるよう努めていく。

（２）宮崎県青少年健全育成審議会

① 開催日 令和元年１２月１７日

② 条例（案）に対する主な意見（概要）

- ・ 自画撮り画像の提供を求める禁止の方法が、個別規定（不当な手段等により提供を求めることを禁止）ではなく、包括規定（理由のいかんにかかわらず提供を求めること自体を禁止）とされたことは良かったと思う。
- ・ 自分の意見を言いにくい子どもにとって、罰則を科す要件の中に「困惑させ」という言葉が入っているのがすごく効果的だと思う。

議案第47号

宮崎県子どもの貧困対策推進計画の変更について

福祉保健課

1 計画変更の理由

本計画は、本県における子どもの貧困対策を推進するための計画であり、現行計画の計画期間（平成28年度～平成31年度）が満了することから、令和2年度からの新たな計画に変更するものである。

2 計画の期間

令和2年4月から令和6年3月まで（4年間）

3 計画の骨子

（1）基本理念

本計画は、令和元年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）を踏まえ、『すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、現在及び将来に夢や希望を持って安心して育つことのできる社会の実現を目指す』を基本理念とする。

（2）基本方針

温かな県民性に育まれた地域の繋がりを活かし、県民・関係団体・行政が連携・協力して子どもの貧困対策に取り組む。

（3）計画の位置付け

本計画は、改正法第9条に基づく都道府県計画として策定する。

（4）計画の構成

- ① 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ② 教育の支援
- ③ 生活の安定に資するための支援
- ④ 経済的支援

4 パブリックコメントの実施結果

別紙のとおり。

(別紙)

第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画に係る県民・団体等からの主な意見

1 パブリックコメント

(1) 募集期間 令和元年12月6日～令和2年1月6日

(2) 意見件数 4件(2名)

No	項目	意見の要旨	県の考え方
1	基本理念 (計画19頁)	改正法に、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であると明記されたことから、基本理念に「現在及び」の文言を追加してはどうか。	御意見を踏まえ「すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、 <u>現在及び将来に夢や希望を持って安心して育つことのできる社会の実現を目指す。</u> 」に修正する。
2	学校を窓口とした福祉関係機関等との連携 (計画29頁) 支援を行う人材の育成・確保 (計画33頁)	アンケート調査で「学校を窓口とした福祉関係機関等との連携」や「関係機関等が連携した包括的な支援体制の整備」を求める声が多いことから、その連携調整を行う専門職「子どもの貧困対策支援員(子どもソーシャルワーカー)」を育成し設置してはどうか。	県では、子どもの支援に携わる方を対象とした「子どもの貧困対策人材育成研修」を実施することで、支援人材の育成とともに、参加者間のネットワークを構築し、多面的で柔軟な支援が実現できるよう取り組んでいる。 御意見については、今後事業を展開する上で検討してまいりたい。
3	高等学校等における就学継続のための支援 (計画30頁)	宮崎県は個人情報保護条例の厳格な運用により、高校修学支援制度の利用状況を担任が知ることができず、支援の必要な世帯への情報提供が適切に行えない実態があると考えられる。 個人情報保護条例の運用や、高校における学校プラットフォームのあり方について、制度の部分的な改善が必要である。	当該条例では目的以外の個人情報を利用することはできないが、相当の理由がある場合は例外的に実施機関での利用が認められている。 このため、高校修学支援制度の利用状況を担任が知ることにより、生徒や保護者への必要な情報提供が行えるなど、住民福祉の向上が図られ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、情報共有が可能と考えている。 しかし、各学校での対応においては、事務担当と担任の連携が不足している学校があることも想定されることから、御意見の趣旨も踏まえ、当該条例について適切に運用し、必要な情報の共有が図られるよう努めてまいりたい。
4	その他	今年度の法改正で児童の権利条約のうち、意見表明権を位置付けた。 計画の策定においては、当事者などからの意見の聴取を行う必要がある。	第2期計画では、「宮崎県子どもの貧困対策協議会」の委員に、新たに直接支援を行う団体を加え、意見を聴取するとともに、アンケート対象団体の増や、市町計画の分析など、可能な限り当事者などからの意見を踏まえ策定した。 協議会委員の見直しや、調査対象の追加等については、今後とも検討してまいりたい。

議案第 48 号

みやざき子ども・子育て応援プランの変更について

こども政策課

1 計画変更の理由

子ども・子育て支援法等に基づき策定した現行プランの計画期間（平成 27 年度～令和元年度）が満了することから、その見直しを図り、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする新たなプランを策定するものである。

2 計画の期間

令和 2 年度から令和 6 年度まで（5 年間）

3 計画の骨子

（1）基本理念

「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できるみやざきづくり

（2）基本目標

3 つの基本目標、13 の施策の方向性で整理

基本目標	施策の方向性
子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり	①地域の「子育て力」の強化 ②子育てに適した安全安心なまちづくりの推進 ③子どもと家庭の福祉の推進 ④子どもの人権擁護と人権教育の推進 ⑤「生きる力」をはじめとする社会生活に必要な教育の提供
結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり	⑥安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備 ⑦子育て支援事業の拡充 ⑧子どもの健康づくりの推進 ⑨若者の自立と豊かな人間性形成の推進
子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり	⑩仕事と生活の調和が実現できる働き方の見直し ⑪家庭、地域及び企業における男女共同参画の推進 ⑫子育ての喜びや楽しさを実感できる社会に向けた啓発・交流の推進 ⑬質の高い幼児教育・保育等の提供

4 幼児教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策

暫定値として報告した 1 月閉会中常任委員会時から、各市町村における市町村子ども・子育て支援事業計画の審議等を受けて、次のとおり修正。

市町村子ども・子育て支援事業計画における幼児教育・保育の需給状況(県合計)

(1) 1月閉会中常任委員会報告時(暫定値)

(単位:人)

年度	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)	
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D		
R2	5,996	9,959	3,963	20,765	2,000	18,765	19,821	19,759	62	▲ 944	3,019
R3	5,777	9,897	4,120	20,418	1,934	18,484	19,815	19,753	62	▲ 603	3,517
R4	5,545	9,769	4,224	19,935	1,858	18,077	19,829	19,767	62	▲ 106	4,118
R5	5,419	9,700	4,281	19,518	1,829	17,689	19,908	19,846	62	390	4,671
R6	5,296	9,696	4,400	19,069	1,793	17,276	19,887	19,825	62	818	5,218

年度	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) Ⅰ ①+④+⑦ +⑩	供給量 (総数) Ⅱ ②+⑤+⑧ +⑪	Ⅱ-Ⅰ ③+⑥+⑨ +⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧-⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑫ (⑪-⑩)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保育 施設の地域枠 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	企業主導型保育 施設の地域枠 H				
R2	3,354	3,885	3,856	29	531	12,534	12,452	12,385	67	▲ 82	42,649	46,117	3,468
R3	3,252	3,916	3,887	29	664	12,225	12,463	12,396	67	238	41,672	46,091	4,419
R4	3,184	3,979	3,950	29	795	12,123	12,539	12,472	67	416	40,787	46,116	5,329
R5	3,107	4,034	4,005	29	927	11,830	12,604	12,537	67	774	39,874	46,246	6,372
R6	3,030	4,039	4,010	29	1,009	11,556	12,654	12,587	67	1,098	38,951	46,276	7,325

(2) 今回報告(確定値)

(単位:人)

年度	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)	
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D		
R2	5,698	8,149	2,451	21,063	2,298	18,765	21,647	21,571	76	584	3,035
R3	5,496	8,089	2,593	20,699	2,215	18,484	21,649	21,573	76	950	3,543
R4	5,280	7,962	2,682	20,200	2,123	18,077	21,667	21,591	76	1,467	4,149
R5	5,164	7,890	2,726	19,773	2,084	17,689	21,759	21,683	76	1,986	4,712
R6	5,046	7,882	2,836	19,319	2,043	17,276	21,712	21,636	76	2,393	5,229

年度	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) Ⅰ ①+④+⑦ +⑩	供給量 (総数) Ⅱ ②+⑤+⑧ +⑪	Ⅱ－Ⅰ ③+⑥+⑨ +⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧－⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑫ (⑪－⑩)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保育 施設の地域枠 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	企業主導型保育 施設の地域枠 H				
R2	3,354	3,882	3,850	32	528	12,534	12,657	12,583	74	123	42,649	46,335	3,686
R3	3,252	3,918	3,886	32	666	12,225	12,668	12,594	74	443	41,672	46,324	4,652
R4	3,184	3,976	3,944	32	792	12,123	12,714	12,640	74	591	40,787	46,319	5,532
R5	3,107	4,031	3,999	32	924	11,830	12,699	12,625	74	869	39,874	46,379	6,505
R6	3,030	4,036	4,004	32	1,006	11,556	12,689	12,615	74	1,133	38,951	46,319	7,368

5 宮崎県子ども・子育て支援会議委員からの意見

意見の要旨	県の考え方
- 子どもを教育及び保育をする施設が、「保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領」をしっかりと勉強していくことが重要。 - 施設や自治体が各種研修を充実していくことで、子どもが日々の生活を楽しいと感じ、保護者が子育てを楽しく幸せと感じ、さらに保育者の仕事に対する誇りややりがいを高めていくことにつながる。	意見を踏まえ、研修内容の充実に関する記述を関連する第4章(43頁)及び第5章(78頁)に追加した。 - 幼児教育・保育に携わる教職員に対して、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた研修内容の充実を図ることにより、教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。 - 幼児期の教育・保育施設と小学校の連携及び幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有など、連携や接続に係る研修の充実を図ります。

6 パブリックコメントの実施結果

令和元年12月6日(金)から令和2年1月6日(月)まで実施したところ、特に意見は無かった。

7 策定の経緯

- 令和元年 6月 厚生常任委員会に報告(第2期プラン策定のスケジュール)
- 7月 宮崎県子ども・子育て支援会議の意見聴取
- 9月 厚生常任委員会に報告
(現行プランの実績報告、第2期プランの骨子案)
- 12月 厚生常任委員会に報告(第2期プラン素案)
パブリックコメントの実施
市町村の意見聴取
宮崎県子ども・子育て支援会議の意見聴取
- 令和2年 1月 厚生常任委員会で報告
(幼児教育・保育に係る量の見込み及び提供体制の確保方策等)
宮崎県子ども・子育て支援会議の意見聴取
- 2月 2月定例県議会へ議案提出

第2期みやざき子ども・子育て応援プラン案【概要】

～安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しみたいと感じられるみやざきへ～

はじめに

1 計画策定の趣旨

- (1) 少子化の進行（出生数の減少）
 - ① 未婚率の上昇、② 晩婚・晩産化の進行、
 - ③ 結婚した夫婦が生涯に生む子どもの数の減少等
- (2) これまでの少子化対策

2 計画の性格

子ども・子育て支援事業支援計画として位置付けるとともに、「次世代育成支援地域行動計画」「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく自立促進計画」「子ども・若者計画」「新・放課後子ども総合プラン」に基づく行動計画」として一体的に策定

3 計画の期間：令和2年度～令和6年度の5年間

第1章 子どもを取り巻く状況

1 少子化の現状

要因分析（未婚化、晩婚化、結婚に対する意向等）

2 家族の現状

世帯の構成、就業の状況等を分析

3 子育て・子育ての状況

子育てに関する保護者の意識等を分析

4 第1期みやざき子ども・子育て応援プランの推進状況

第2章 計画の基本的考え方

1 目的

2 基本理念

「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できるみやざきづくり

3 基本目標

3つの基本目標、13の施策の方向で整理

- 目標1 「子どもの育ち」と子育てをやさしく包む社会づくり
- 目標2 「結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり」
- 目標3 「子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり」

第3章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

- (1) 県の推進体制（宮崎県子育て応援本部）
- (2) 県と市町村及び市町村間の連携に係る推進体制の強化
 - ・妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援や相談体制の構築
 - ・宮崎県子ども・子育て支援連携推進会議
- (3) 関係機関及び民間企業との推進体制（未来みやざき子育て県民運動推進協議会）

2 計画の進捗管理及び評価方法

- 毎年、計画の進捗管理・評価を行い、結果を公表
- PDCAサイクルの活用
- ・総合成果指標と個別成果指標など（第5章関係係）
 - ・「量の見込み」と「その確保方策」など（第4章関係係）

第4章 幼児教育・保育等の提供体制

1 区域の設定 市町村単位

2 幼児教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策

「市町村子ども・子育て支援事業計画」の教育・保育に係る需給状況を掲載

県が行う認可及び認定に係る需給調整

3 子ども・子育て支援給付に係る幼児教育・保育の一体的提供

4 子ども・子育て支援給付に係る幼児教育・保育の一体的提供

5 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

幼児教育・保育施設等に係る従事者の必要数と確保方策を掲載

第5章 子ども・子育てに関する各種施策の推進

子ども・子育てに係る施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、3つの基本目標のもと、各種施策を体系的に整理

1 施策の内容

基本目標1から3までの施策の方向及び具体的内容

2 計画の成果指標

○総合成果指標（2指標）

合計特殊出生率：令和6年に1.84

平均理想子ども数と平均予定子ども数の差：令和6年度に0.20人

○個別成果指標（41指標）

【その他報告】

今年度策定を予定している計画について

宮崎県再犯防止推進計画

福祉保健課

1 計画策定の理由

宮崎県再犯防止推進計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）第8条第1項及び国の「再犯防止推進計画」（平成29年閣議決定）に基づくものであり、令和2年度からの計画を策定するものである。

2 計画の期間

令和2年度から令和5年度まで（4年間）

3 計画の骨子

（1）基本方針

犯罪をした者等が、多様化の進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として復帰を図ることより、県民の犯罪被害の防止と県民誰もが生きごちのよい地域社会づくりを実現するため、以下を重点課題として取り組むこととする。

- ① 国、市町村及び関係団体との連携強化
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用促進
- ④ 非行の防止等
- ⑤ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
- ⑥ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

（2）成果指標・目標値

項 目	基準値	目標値
○犯行時の居住地が宮崎県である 新受刑者中の再入所者数	59.2人 (※1)	50人 (※2)

※1 平成26年から30年までの平均値

※2 令和5年1月から12月までの再入所者数、基準値より15%程度の減少

4 パブリックコメントの実施結果

令和元年12月6日（金）から令和2年1月6日（月）まで実施したところ、特に意見は無かった。

5 令和2年度の主な取組

- ① 7月の「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」における県ホームページや広報誌などを活用した啓発の実施
- ② 宮崎県地域生活定着支援センター主催での県・市町村関係機関向け（年1回）、関係団体向け（年1回ないし2回）セミナーの開催
- ③ 宮崎保護観察所主催の宮崎県更生保護顕彰式典の機会を通じた再犯防止に資する活動に尽力している民間団体等への知事感謝状の授与（11月頃）
- ④ 「宮崎県再犯防止推進協議会（仮称）」の開催（12月頃）

医師確保計画・外来医療計画

医療業務課

1 計画策定の理由

本計画は医療法第30条の4に基づき定めているものであり、医療法の一部が改正され、「医師の確保に関する事項」（以下「医師確保計画」という。）及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」（以下「外来医療計画」という。）に係る記載を追加することとされたことに伴い、第7次医療計画の一部改定を行うものである。

2 計画の期間

令和2年度から令和5年度まで（4年間）※以降3年ごとに見直し

3 計画の骨子

（1）基本方針

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、医師確保の実施体制の整備に関する事項や地域の外来医療機能の偏在・不足等に関する事項について定める。

（2）計画の位置づけ

① 医師確保計画

- ・ 医師偏在指標に基づく医師確保対策の実施により医師偏在の是正を図る。
- ・ 本計画に定める目標医師数については、まずは全国で下位3分の1を脱するための観点で設定することとし、目標値の達成を目指しつつ地域の実態に応じて関係機関と連携し、さらなる医師確保に努める。

② 外来医療計画

- ・ 二次医療圏内の外来医療機能に関する情報を医療関係者が自主的な経営判断に当たり有意義な情報として参照できるよう可視化して提供する。
- ・ 地域の医療関係者等における外来医療機関間での機能分化・連携等に関する協議について規定する。

（3）計画の全体像

① 医師確保計画

- ・ 医師偏在指標に基づき、医師少数区域、医師多数区域を設定し、県、二次医療圏ごとに医師確保の方針・目標医師数・目標医師数を達成するための必要な施策を定める。
- ・ 医師全体の医師確保計画並びに産科及び小児科の医師確保計画についても定める。

② 外来医療計画

- ・ 二次医療圏単位で、外来医療提供体制の確保に関する協議の場を設置
- ・ 外来医師偏在指標に基づき、二次医療圏単位で外来医師多数区域を定義し、同区域において新規開業を希望する者に対し、当該外来医師多数区域で不足する医療機能を担うよう求める。
- ・ 医療機関や医療機器の設置状況を地図情報として可視化する。

4 パブリックコメント等の実施結果

(1) パブリックコメント

- ①募集期間 令和2年1月16日(木)～令和2年2月14日(金)
 ②意見件数 7件(4名)
 ③主な意見の要旨と県の考え方

項 目	意見の要旨	県の考え方
医師確保計画 (P4)	本県の未来のためには、宮崎大学医学部を卒業した医師が県内に定着すること、女性医師が働き続けられる環境を整備すること、の2点の実現に向けて計画を描いてほしい。	宮崎大学医学部地域枠及び地域特別枠等の定員を確保しながら、キャリア形成プログラムに基づく医師少数区域等への派遣等により将来の目標医師数の達成を図る。女性医師の勤務環境整備については、第7次医療計画において、「女性医師の就労環境整備」の施策を定めており、引き続き女性医師が働きやすい環境整備に努めていく。
外来医療計画 (P45)	マンモグラフィーの稼働状況をみると地域で差がある。県内のマンモグラフィーは、利用者にとって充足しているのか。県が適切に把握し、適切な役割を発揮し、必要な医療機器の有効な共同利用を推進してほしい。	外来医療計画では、二次医療圏毎の医療機器の配置状況や保有状況の可視化を図るとともに、医療機器の効果的な活用に係る協議の場を設けた。県としても、御意見にあった対象医療機器の配置状況等に関する地域毎の現状や課題などについて、協議の場における協議を促進したい。

※ 上記以外の意見(5件)については、計画の内容に対する意見の表明や文書表現の改善等に関するもの。

(2) 関係団体からの意見聴取

- ① 募集期間 令和2年1月10日(金)～1月31日(金)
 ② 意見件数 22件(15団体)
 ③ 主な意見の要旨と県の考え方

項 目	意見の要旨	県の考え方
医師確保計画	外科医の減少は著しく、外科医の高齢化が更に追い打ちをかけている。医師少数区域の判断にこうした診療科ごとの偏在が反映されていない。	国から診療科ごとの医師偏在指標が示されておらず、今回計画では産科・小児科以外の診療科ごとの計画を盛り込んでいないが、どの地域にどの診療科が不足している等、地域の実態を把握した上で、施策に反映するよう努める。
	※その他、診療科ごとの計画策定に関する類似意見5件 目標医師数について、現在の医師数をほぼ「現状維持」する計画とされているが、大変曖昧な数値であり、実態に即した医師確保が目指されるのか、不安がある。	計画P3の「1計画の位置づけ」において、まずは全国で下位1/3を脱する目標値の達成を目指しつつ、地域の実態に応じて関係機関等と連携し医師の確保に努めていく。
外来医療計画	外来医療計画では、地域で不足する診療科等の本来業務について検討すべきではないか。	現在、国において診療行為と診療科の分類に関する研究等が行われており、次回計画に向け経過を見守りながら必要な検討を行う。
	医療機器は、共同利用しない場合の協議の場での理由説明が機器導入に抑制的に働くのではないか。	外来医療計画の趣旨は、機器購入の抑制ではなく、対象医療機器の保有状況の可視化や共同利用の促進であることについて周知を図っていく。

宮崎県水道ビジョン

衛生管理課

1 計画策定の理由

国は、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、50年、100年後の将来を見据えた水道の理想像を明示するなど、取組の方向性やその実現方策を提示した新水道ビジョンを策定した。

新水道ビジョンでは、都道府県水道行政の立場から将来の地域における水道のあり方を設定するため、都道府県が自らビジョンを策定することを求められていることから、令和2年度からの計画を盛り込んだビジョンを策定するものである。

2 計画の期間

令和2年度から令和11年度まで（10年間）

3 計画の骨子

（1）基本理念

「未来みやざきへ 安全な水を安定供給する水道」

（2）基本方針

基本理念を実現するため、以下の3つの目指すべき基本方針を掲げ、各種施策に取り組むこととする。

- ① 安全・安心な水を供給し続ける水道
- ② 災害の影響を最小限にとどめる強靱な水道
- ③ 将来にわたって健全な事業運営が持続する水道

（3）計画の構成

- 第1章 策定趣旨
- 第2章 宮崎県の一般概況
- 第3章 宮崎県の水道概況
- 第4章 連携する圏域の設定
- 第5章 給水量の実績と水需要の将来見通し
- 第6章 現状分析と課題抽出
- 第7章 目標設定と実現方策
- 第8章 フォローアップ

4 パブリックコメントの実施結果

(1) 募集期間 令和元年12月20日～令和2年1月20日

(2) 意見件数 4件(4名)

(3) 主な意見の要旨と県の考え方

項 目	意見の要旨	県の考え方
水道事業の 民営化に関 すること	人口減少が進み、市町村単位で水道事業を行うのは難しくなるというのは分かるが、事業を民間に委託するのは反対だ。 公営は住民に安全、安心な水を提供することを目的とするが、民間は企業利益を優先するだろう。 住民の健康に直結する水道は、公営を維持すべきだ。	水道事業は、経営の効率化・健全化を図り、将来にわたって安定的な経営を継続していくことが重要であることから、県では、市町村の意向を踏まえつつ、各水道事業の健全経営に向けて、適切に助言してまいりたいと考えている。
組合営の簡 易水道に関 すること	組合営の簡易水道で、組合内では運営を市に移管できないかと意見があり、市側と協議を行うも、水道料金の値上げに反対する意見も多くあるため話が進んでいない。 水道施設の老朽化への対策や災害等への危機管理などの課題も山積みしており、国や県からの指導、アドバイスなど組合・市側双方に働きかけて欲しい。	組合営の簡易水道の公営化については、組合の意向を踏まえつつ、市町村との十分な協議を重ねていくことが重要であると考えている。 県では、組合営の簡易水道施設の立入りをを行い、計画的な施設の更新や維持管理について指導、助言を行っている。

5 今後のスケジュール

令和2年3月 策定委員会の開催
厚生常任委員会に報告(案)
ビジョン策定

宮崎県社会的養育推進計画

こども家庭課

1 計画策定の理由

平成28年の改正児童福祉法において明示された「家庭養育優先原則」を踏まえ「子どもの最善の利益」を実現するため、平成27年10月に策定した「宮崎県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、本県の目指すべき社会的養育の全体像とその実現に向けた方策を示す新たな「宮崎県社会的養育推進計画」を策定する。

2 計画の期間

令和2年度から令和11年度まで（10年間）

3 計画の骨子

（1）基本理念

養育において保護や支援を必要とする子どもの最善の利益の実現

（2）計画の構成

- ① 社会的養育の体制整備に係る基本的考え方及び全体像
- ② 当事者である子どもの権利擁護の取組
- ③ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた本県の取組
- ④ 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- ⑤ 里親等への委託の推進に向けた取組
- ⑥ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- ⑦ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ⑧ 一時保護改革に向けた取組
- ⑨ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑩ 児童相談所の強化等に向けた取組

4 パブリックコメント等の実施結果

（1）パブリックコメントの実施結果

別紙1のとおり

（2）宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員からの意見

別紙2のとおり

パブリックコメントの実施結果

1 意見募集期間

令和元年12月6日（金）から令和2年1月6日（月）まで

2 意見総数

9件（1名・1団体）

3 御意見の要旨及び県の考え方

番号	該当ページ	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
1	40ページ	(2) 課題 里親支援という言葉の中に含まれていると考えたとしても、里子視点の取組が見えてこないため、子どもの最大の利益というのであれば「里子支援」について具体的な取組みがあって欲しい。 よって、フォスタリング業務において、前述の視点から「里親委託中における里親養育及び里子の生活支援」としてはどうか。	○ 御意見のとおり、フォスタリング業務において、里親だけでなく、養育されている子どもへの支援を行っていくことは重要でありますことから、「Ⅱ 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)」において、以下の記述を追加しました。 ・13ページ 19行目に追加 「○ 里親支援専門相談員が担当地区内の里親家庭を定期的に訪問し、子どもの希望や意見を聞き取るなど、子どもの権利擁護の視点に立った支援を行います。」 ○ また、記載しているフォスタリング業務(40ページ 13行目)の内容につきましては、国が示した「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」の「フォスタリング業務の定義」によるものでありますので、以下のとおり修正しました。 「国が示した「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」ではフォスタリング業務には、以下のものがあるとされています。」

番号	該当 ページ	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
2	42～ 43ページ	③里親支援 里親と里子の関係がうまくいかなかった場合の支援策について記載があるが、里子の支援策が乏しい。特に高年齢児の場合は児童養護施設入所ということも困難である。実際、そのようなケースが増えてくることも予想されるが、その対応策に触れられていない。現在、自立援助ホームとアフターケアセンターはそのようなケースの子どもを受け入れる機能を持つための手だてを取っているので、対応策として触れて欲しい。	○ 本項は、里親等委託の推進に向けた里親への支援の取組について記載するものであることから、不調になった場合の里親への支援の内容について記載しております。 ○ なお、御指摘のような高年齢児の受入れ対応を行う自立援助ホームやアフターケアセンターの役割については、「IX 社会的養護自立支援の推進に向けた取組」（71ページ）で記載しております。
3	50～ 52ページ	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組の中の「ケアニーズの非常に高い子ども」の表現について 児童養護施設と児童心理治療施設における対象児童が「ケアニーズの非常に高い子ども」と同一の表記になっており、わかりづらい。表現に工夫が必要ではないか。	○ 御意見を踏まえ、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の記載について、以下のとおり修正しました。 ・51ページ 22行目修正 「○ 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うこと等を目的とする児童心理治療施設が1箇所設置されています。 ○ 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援すること等を目的とする児童自立支援施設が1箇所設置されています。」

番号	該当 ページ	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
4	51ページ	(1) 現状 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ） 近年、子育て短期支援事業のニーズも高まっている。利用する家庭状況においては、児相の介入ケースもある。一時保護同様、入所児童と混在することがないように配慮しながらも受け入れを行っているが、乳幼児の受け入れや一時保護と重なった場合に職員配置の関係で難しい場合もある。 子どもの受け入れという点では短期支援事業も一時保護も同じであるので、「Ⅲ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた本県の取組」の中で取り上げ、さらに具体的に検討していただきたい。	○ 御意見を踏まえ、「Ⅲ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた本県の取組」に以下の記述を追加・修正しました。 ・ 19ページ 10行目追加 「また、子育て短期支援事業については、ショートステイやトワイライトステイを受け入れる児童養護施設等において、入所児童と混在することがないように配慮して受け入れているものの、乳幼児の受け入れや一時保護と重なった場合等に受け入れが困難となる場合があります。」 ・ 20ページ 38行目修正 「○ 市町村が実施する虐待の発生予防等のための子育て支援メニューを充実させるとともに、円滑に行われるための支援を行います。」 ・ 21ページ 45行目追加 「○ 児童養護施設において、子育て短期支援事業の受け入れが円滑に行われるよう、施設定員の適切な管理を行います。」
5	52ページ	(2) 課題 「小規模化・地域分散化を進めるに当たっては、小規模なグループでの子どものかかわりや組織内の連絡体制、効率的な運営方法、設置場所などについて検討する必要があります。」に変更していただきたい。	○ 御意見を踏まえ、御指摘のとおり修正しました。 ・ 52ページ 5行目修正 「○ 小規模化・地域分散化を進めるに当たっては、設置場所をはじめ、小規模なグループでの子どもとの関わりや組織内の連絡体制、効率的な運営方法などについて検討する必要があります。」

番号	該当 ページ	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
6	52ページ	(2) 課題 「県内には、日南・串間地域や西臼杵地域など児童養護施設が設置されていない地域があり、今後、施設の小規模化・地域分散化を進める中で、これらの地域への施設やファミリーホーム等の設置についての検討を行う必要があります。」に変更していただきたい。	○ 施設の小規模化・地域分散化につきましては、様々な形態が考えられますので、以下のとおり修正しました。 ・52ページ 10行目修正 「○ 県内には、日南・串間地域や西臼杵地域など児童養護施設が設置されていない地域があり、今後、施設の小規模化・地域分散化を進める中で、これらの地域への施設等の設置について検討を行う必要があります。」
7	55ページ	VIII 一時保護改革に向けた取組 家庭から分離するための一時保護については記述されているが、措置されている児童の一時保護について全く記載がなされていない。これまでも施設で不調に陥っている児童について、一度環境を変えるためにも、施設から児相への一時保護を行うようにすることで継続的な支援が可能なケースもある。「(2) 課題」「(3) 具体的な取組」の中で明記していただきたい。	○ 一時保護については、御指摘のように、施設入所中の児童を児童相談所が一時保護する場合も想定されるところです。計画素案(55ページ 10行目)では、「一時保護は、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離すものである」と記載しており、御指摘のような場合も想定したものとなっております。
8	71ページ	(2) 自立援助ホーム 全国の実態調査によると、自立援助ホームへ入所する子どもの数は、施設入所経験のない子どもの入所が施設経験者の入所を上回っている。これは、高年齢児における家庭環境の悪化が背景にあり、17歳以上という年齢からの施設入所が困難なケースである。このことを踏まえ、自立援助ホームは今後、児童養護施設等からの入所に限らず、高年齢の社会的養育を担う唯一の受け入れ施設となっていくことが求められる。この現状を踏まえて記載していただきたい。	○ 自立援助ホームの利用対象となる子どもについては、計画素案(71ページ 19行目)では、「主に児童養護施設等を退所した子どもや家庭で暮らすことが難しい子ども」と記載しており、御指摘のようなケースも含め幅広いケースを想定しています。

番号	該当 ページ	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
9	78ページ	6 指標 児童養護施設はもとより、里親委託児においても発達障害等のケアニーズの高い子どもが増加している。当然、年齢が高くなればそれらのケースを自立援助ホームが受け入れることになる。 県の策定では令和11年までに自立援助ホーム4箇所の設置を目標にされているが、機能強化のための施策として、発達障害等に特化した自立援助ホーム、進学支援のためのホームなど機能別ホームと総合支援ホームなどを分類して記載してもよいのではないか。	○ 今後自立支援のニーズが多様化する中で御指摘のような機能別のホームの必要性が出てくることも考えられますが、現時点で機能別の施設数を指標として示すことは難しいと考えております。

宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員からの意見

意見の要旨	県の考え方
○ 里親等委託率については、実親の同意が得られにくいことや養育する里親の数を増やさなければならないこと、里親の資質の向上などが必要となるため、計画に記載されている目標値でも実現は厳しいのではないかと思う。	○ 計画の里親等委託率の目標値については、十分な里親数が確保されるという前提のもと、一人一人の子どもの状況を見て設定したものであり、計画に示した目標を達成するためには、今後、里親制度に関する普及啓発に努め、里親数を増やすとともに、里親トレーニング等により養育力の高い里親を育成していくことなどに積極的に取り組んでいく必要があると考えている。 ○ 里親等委託率を上げていくためには、里親制度に対する国民の理解を高めていく必要があるため、国に対して、国民への周知をさらに強化していくことを要望するとともに、県としてもさらに周知を図りたい。
○ 計画を着実に実行していくためには、毎年度の進捗状況を確認していく必要があると思うので、そのことを計画の中に記載した方が良い。	○ 御意見を踏まえ、計画本文（3ページ）中に、「計画の進捗状況について、毎年度、宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において報告を行う」ことを記載した。